

ITやAI（人工知能）の発達は目覚ましいものがありますが、果たして税制は、それについていけるのでしょうか。

筆者がITと税制の問題を考え始めたのは90年代初めのこと。日本人向けウェブサイトに米国の小売業者が広告を出し、日本人が米国の業者にネットで直接注文して決済する電子商取引が盛んになり始めたころです。

米国の事業者は、日本に支店や店舗など課税のとっかかり（恒久的施設＝PE）を置くことなくビジネスができるので、日本政府への納税義務は生じません。これを放置すると、税金の取漏れ・減収が生じるので、先進諸国の税制当局が集まって、「ウェブサイトはPEにはならないが、サーバーはなりうる」という新たなルール（98年のオタワ会合）を形成しました。

しかしこれで一件落着とはいきませんでした。より高度なビジネスモデルが登場したのです。日本人がアマゾンを通じてものを買う場合、契約の相手はアマゾンインターナショナルという米国法人になります。そこから日本にある巨大倉庫・配送センターに指示が行き、手元にも物が送られてくるのですが、倉庫は課税ルール上PEにはなりません。したがって、この取引によって生じるアマゾンの利益に日本の当局は課税できないのです。日本法人

である倉庫業者には課税できませんが、アマゾン本社からもらう委託手数料を倉庫のコストと同額にすれば、倉庫業者の利益はゼロになります。

この問題はG20OECDで議論になり、課税の方向で議論が進んでいるものの、一連の取引による付加価値は、

ITの発達に 税制は ついていけるか

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

ITを活用したアマゾンのビジネスモデルにあるだけに、課税は容易ではありません。

以上は法人税の場合ですが、消費税はどうでしょうか。冒頭の電子商取引の場合、モノは税関を通るので、その際課税すればよいと考えられています。

た。ところが、音楽や映画が電子的に取引されることになり、個人が外国の配信業者から直接ダウンロードすると、税関は通らないので、消費税を課しようがありません。

これに対し欧州は、配信業者を各国に登録させ、納税義務を課して課税す

税論

ることになりました。わが国も昨年それにならう法律改正を行いました。配信業者が配信の際に消費者の国の消費税を加算して請求し、各国に納税する方式です。しかし国境を超えるサービスは、音楽・映画・書籍だけではなく、法務サービスや会計サービスの取扱い

をどうするのか等、今後も検討は続きます。

今度は、ビットコインなどの仮想通貨が出てきました。これは現在「モノ」扱いなので、その譲渡は資産の譲渡に該当し、所得税・法人税・消費税の対象となります。しかし、「モノ」を買う価格に消費税が含まれ、さらに決済手段としての仮想通貨にも消費税されることになると、仮想通貨で買い物を決済すると2度課税される結果になるので、カナダを除くG7諸国では、仮想通貨の譲渡にかかる消費税（米国は小売売上税）は非課税としています。今回仮想通貨が金融庁の法令で定義されることとなった機会に、他の先進諸国と同様の取り扱い、すなわち消費税非課税ということになるのかもしれませんが。ITの発達により課税が非課税になるのは、電子商取引の例とは逆の動きです。

徴税権というのは、国家主権の根源の一つで、税収確保は、福祉国家にとって存立にかかわる問題です。しかし、ITの発達による様々な国境を超える取引が出てくると、どこまで課税が可能なのか、各国でどう配分するのかという問題を真剣に考える必要が出てきます。AIの発達がどこまで進むのか見通せませんが、徴税側にもAIの手助けが必要な時代がやってこようとしています。